

徳島県知的障害者福祉協会
災害見舞金支給規程

制定 令和6年3月18日

(目的)

第1条 この規程は、徳島県知的障害者福祉協会（以下「本会」という。）の加盟施設・事業所及び日本知的障害者福祉協会地方会加盟施設等が災害により被害を受けた場合に、見舞金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(災害見舞金専用口座の設置)

第2条 本会は、この規程の目的を達成するために「災害見舞金専用口座」を設ける。この口座は、特別会計とし毎年の本会の経営状況により計画的に積み立てを行う。

(対象災害)

第3条 見舞金の対象となる災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 風水雪害、それに伴う浸水、土砂崩れ、土石流及び地滑り
- (2) 地震、それに伴う津波、浸水、土砂崩れ、土石流及び地滑り
- (3) 火災
- (4) その他前各号に類する災害

(見舞金の範囲)

第4条 見舞金の支給の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会に所属する施設又は事業所
- (2) 日本知的障害者福祉協会における地方会
- (3) その他特に必要と理事会が判断した場合

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、被災年度において、1災害ごとに、かつ個別の会員施設ごとに積算するものとし、別表の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の見舞金額は、予算の都合上増減することができる。

(支給決定)

第6条 見舞金の支給の決定は、理事会の承認を得て行うものとする。

(支給方法)

第7条 見舞金は、本会加盟施設・事業所等に対し直接支給する。ただし、日本知的障害者福祉協会地方会加盟施設等などに対しては、その限りではない。

(運営)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。その際は、口座残金は、本会会計に繰り入れる。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

別 表

災害見舞金支給基準

区分	要 件	見舞金額
1	災害の被害額が甚大な本会加盟施設等に対して	上限 30 万円
2	災害の被害額が甚大な日本知的障害者福祉協会地方会加盟施設においては地方会に対して	上限 20 万円
3	その他特に必要と理事会が判断した場合	上限 10 万円